

トレンド提言

政治家の資質を問う

秋の深まり。秋は収穫の季節であり、来年に向けての備えが求められる時期でもある。

国や地方自治体では来年度の予算がつくられ、議員は審議に備えて調査研究、政策活動に専念しなければならない。

ところで、この審議にあたる議員の諸活動（政務活動費の使途等）にさまざまな懸念がもたれている。この問題は古くして新しいことで、小誌も再三取り上げてきたが、今年は特に社会的問題となっているので、あらためて考えてみたい。

地方議員をめぐる問題

○ 政務活動費の使われ方、あり方

政務活動費がクローズアップされたのは2014年に野々村竜太郎兵庫県議（当時）のうその日帰り出張など不正流用のケース（その後政務活動費詐取の刑事事件に発展）だった。

今年は富山市議会で政務活動費（政活費）の不正取得が次々と明るみに出て、1ヶ月間に議員3人が辞職し、5人が辞意を表明した（計12人辞職（10月10日現在））。総額は2,000万円を超える。地方議会への信頼を失わせる乱脈ぶり。

定数40の議会で過半数を占める自民党系会派の議員の虚偽請求が発覚し、民進党系会派の不正も明らかになった。辞職で欠員が一定数を超え補欠選挙が行われる見通しだ。

政務活動費とは、日本における地方議会の議員に政策調査研究等の活動のために支給される費用である。もとは政務調査費の名称であったが、2012年の地方自治法改正により改称された。

政務活動費の交付については、地方分権一括法の施行等により地方議会やその議員の活動がより重要となったことから、2000年（平成12年）の地方自治法改正により制度化された。この改正に伴い、2001年（平成13年）以降、各自治体の条例により導入が進んでいる。具体的には地方自治法第100条第14・15・16項に規定されている（2001年4月施行）。

地方自治法（政務活動費に関する規定）

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

富山市議の不正使用は表面化されたものだけみてもあきれ返る。

- ・領収書の改ざん
- ・開催していない市政報告会の費用請求
- ・報告会の茶菓子代の水増し
- ・不正に得た金を飲食やゴルフ代に使用
- ・選挙資金へ充てた

上記の規定からも明らかなように政務活動費は私的流用や選挙活動費に充当してはならないのである。

富山市議の一連の不正事件が組織ぐるみであることも見逃せない。

議員1人あたり年180万円が会派に事前に支給され、本来余れば返す必要がある公金を「使い切らなければ損」とばかりに不正使用したのである。

「みんなで渡ればこわくない」といった不良中学生並みのレベルで議員活動をしていることにぞっとする。

議員報酬のほかに生活保護世帯の年収ほどの第2の報酬を不正に取得する議員諸侯に国民、市民のための政治を期待することはできまい。

注目すべきは富山市議の事例は全国地方議員の中の氷山の一角ではないかということだ。

世論は政務活動費の使途についての透明性を求めている。

現状では公開されている議会は全国で9（全国市民オンブズマン調べ）という。

因みに月額60万円支給されている東京都議会でも公開されていない。

今後のあり方改善策としては、**地方自治法の規定を厳守することと、使途の透明性確保（具体的にはネットでの情報公開）活動費の後払い**などが各方面から提言されている。**政務活動費不要論**もある。

問題なのは、政務活動費に関する情報公開を求めた請求者名などを議会事務局員が議員に伝えていることだ。情報隠蔽を助長しているのである。

いずれも、当然のことだが、大切なことは議員の資質（知性、理性、品性）が問われなければならない。そのためには**国民、市民がタックスペイヤーとして自治体についての関心を高め議員選挙に責任を自覚することだ。**

○ 都道府県議会における海外視察報告（3割が不要）

政務活動費の中で大きな支出となるのは海外視察だ。

政務活動費（政活費）を使った議員の海外視察について、**47都道府県議会の3割にあたる14議会が、報告書の作成を義務付けていないことが毎日新聞の取材で分かった。**義務付けられていても3議会は議長の判断で一般閲覧ができなくなっていた。政活費は政策研究のために議員報酬とは別に税金から支払われており、専門家は「費用がかさむ海外視察の中身や成果がチェックできず問題だ」と指摘している。

都道府県議の海外視察報告書作成と公開状況（9月20日現在）

	作成 義務付け	公開 状況		作成 義務付け	公開 状況		作成 義務付け	公開 状況		作成 義務付け	公開 状況		公開状況
北海道	なし	×	石川県	あり	○	岡山県	なし	×	◎	議会ホームページでも公開			
青森県	あり	○	福井県	あり	○	広島県	なし	×	○	議会事務局などで閲覧可			
岩手県	あり	×	山梨県	あり	◎	山口県	なし	○	△	閲覧に情報公開請求が必要			
宮城県	なし	×	長野県	なし	×	徳島県	なし	×	×	閲覧不可			
秋田県	あり	○	岐阜県	あり	×	香川県	なし	×					
山形県	あり	○	静岡県	あり	○	愛媛県	なし	×					
福島県	あり	○	愛知県	あり	○	高知県	なし	△					
茨城県	あり	○	三重県	あり	○	福岡県	あり	△					
栃木県	なし	×	滋賀県	あり	○	佐賀県	あり	○					
群馬県	なし	×	京都府	あり	○	長崎県	あり	○					
埼玉県	あり	△	大阪府	あり	◎	熊本県	あり	○					
千葉県	あり	○	兵庫県	あり	◎	大分県	あり	○					
東京都	なし	×	奈良県	あり	○	宮崎県	あり	×					
神奈川県	あり	△	和歌山県	なし	×	鹿児島県	あり	○					
新潟県	あり	○	鳥取県	あり	○	沖縄県	あり	○					
富山県	あり	○	島根県	あり	○								

国会審議にみる政治家像

現在臨時国会が開かれている。ここからいくつかの現代政治家像が見えてくる。

- ・安倍首相の所信表明演説中与党席からスタンディングオベーションが起きた。

このアクションは「～現地で奮闘している自衛隊、海上保安官、警察官への敬意と感謝を促す～」旨の内容を強調した話だった。

この事態に対して野党やマスコミの中には「なぜこの場面のみアクションが起きたのか。苦悩をかかえて生きている人は災害復旧に苦しむ人、介護に明け暮れている人も多いのに」といった疑問が出されている。また官邸サイドの演出によるものだったと見る向きもある。

いずれにせよ**官邸主導による「清一色」型議員の言動は異常**であるだけでなく多様性が重視される民主主義の進展にとって危機感さえ覚える。

- ・11月30日を会期末とする臨時国会では、政府は経済政策優先、TPP問題等が中心に審議される見通しだ。

東京都では「都民ファースト」を掲げた知事が登場した。

国政においても国民生活の安定、向上策が優先されなければなるまい。

経済政策ではアベノミクスなるものではなぜ一部の企業のみ富が集中し、都民、国民が潤わないのか解析し、改むべきは改むという政治姿勢が求められる。

TPP問題は今春の国会でも交渉経緯の不透明さもあり、審議が尽くされたとは言いがたい。内容的にも内外の利害関係が複雑に絡み合っており、多数の力で強行することは将来に禍根を残すことになりかねない。

国民的合意形成実現に向けての政治姿勢が求められる。

- ・国会論議以前の問題として今国会ではあらたな「政治とカネ」の問題が露呈した。政治には金が要するという前提のもとで国会議員には歳費とは別に文書通信交通滞在費（月額100万円）、政策助成金（共産党を除く）が支給されている。加えて**金権政治を阻止するため政治資金規正法による政治資金集めが認められている**。今国会で問題となったのは概要次のとおり。

参院予算委員会は6日、2016年度第二次補正予算案に関する2日目の基本的質疑を行なった。菅義偉官房長官と稲田朋美防衛相は、出席した政治資金パーティーで支払った会費をめぐり、主催者から白紙の領収書を受け取って、**金額や日付は後から自らの事務所で記入する「慣行」がある**ことを明らかにした。

共産党の小池晃書記長が、同じ筆跡で金額などが書かれた領収書を政治資金収支報告に添付していることを指摘し、両氏が事実を認めた。政治資金規正法を所管する高市早苗総務相は「**規制法に領収書の作成方法は規定されておらず、**

法律上の問題は生じない」との見解を示した。

だが、これでは国民の多くは納得できない。

領収書は支出を証明するもので、金額や年月日、ただし書きは発行元が書き込まれなければ証明にならない。総務省もこうした解説をしており、社会常識から見ても「問題ない」とする高市早苗総務相の見解は明らかに矛盾している。白紙に書き加えていいのであれば、収支報告書に添付する意味はなく、理解に苦しむ。

永田町の常識は国民からみれば非常識と言わねばならない。

センセイ族のおごり、特権意識を改められるのは国民の意識改革だ。

米国大統領選にみる政治家のモラル

米国大統領選はテレビ討論などの模様が全米に発信されている。日本のテレビにも毎日のように報道される。

報道内容からは相互の過去のスキャンダル攻撃が中心。政策論争や争点は見えて来ない。スキャンダルに至っては聞くに堪えない下劣極まるものだ。

よくもまあこのような候補者を共和党は選出したものだと考えさせられる。

だが米国の世論調査では両候補者に大差はつかない。

世界の大国で影響力をもつ米国大統領にいずれが当選してもふさわしいとはおもえない。大統領候補以前の問題として政治家としての資質が問われる。

しかしこれが現実だ。

大切なことは米国等資本主義、民主主義の矛盾と限界がそこにあることを認めざるを得ないことだろう。